

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十八年八月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	指定年月 日
株式会社 UKUMI TSUCO rpora tion	生駒市ひかりが 丘二丁目九番一 二号	FULL+ HOUSE	生駒市真弓二 丁目四一〇	放課後等デ イサービス 児童発達支 援	平成二十 八年八月 一日
株式会社リ ンクル	京都市上京区今 出川通七本松西 入毘沙門町四八 七番地七	放課後等デ イサービス つどい	奈良市歌姫町 三七の一	放課後等デ イサービス	平成二十 八年八月 一日
なら山産業 株式会社	奈良市佐保台三 丁目九〇二番地 の二一七	ばくのゆめ どう	奈良市法華寺 町二二二番地 一	放課後等デ イサービス 児童発達支 援	平成二十 八年八月 一日
社会福祉法 人ふろぼの	奈良市大宮町三 丁目五番三九号 第三やまと建 設ビル二〇一号	ふろぼの ス コラ新大宮	奈良市大宮町 三丁目五一四 一 ふろぼの 福祉ビル五階	放課後等デ イサービス	平成二十 八年八月 一日